

## 目次

- 「バスリフト」で楽々、湯ったり快適バスタイム
- 介助犬候補生がやってきた
- 「障害者差別禁止法」はなぜ必要か
- 「かながわ障害者IT支援ネットワーク」の紹介
- 「支援費の行方」を開催

---

### 「バスリフト」で楽々、湯ったり快適バスタイム

女性部長 赤城 喜久代

2～3年前から、お風呂の浴槽から上がる時に失敗することが多くなり、何かいいものはないか探していたところ、このリフトを見つけ早速購入した。しかし、このリフトの存在が案外知られていないようなので、今回紹介することにした。

私が使っているのはTOTOのバスリフトで、12ボルトの充電式電池が一つ、シート4隅に取り付けられたワイヤーを繰り出し、巻き取ることにより昇降する仕組みである。

金額は税込み312,900円と少し高い感もあるが、他のメーカーも大体似たり寄ったりである。体重35キログラムから100キログラムまで対応し、リモコンがあるので一人でも操作可能である。

電池は充電式だが、ある程度使い切ってから充電するほうが長持ちするようで、耐用年数は大体1年半くらいであろう。最初のうちは電池切れを「何処で判断するのか、途中で電池切れを起こしたらどうしようか」と心配だったが、リモコンを使い終わった時に赤いランプがしばらくついているようだと、それは電池切れで充電しなくてはならないようだ。充電さえしっかりしていれば、電池切れでお風呂から出られないというトラブルはないだろう。

脊損は褥瘡を作りやすい人が多いので、血の巡りをよくすることが大事だし、泌尿器等の問題もあるので清潔にしておく必要がある。そのためにもお風呂は欠かせない。レンタルもあるようだが長く使うのなら買ったほうが得かもしれない。年齢とともに体力が弱ってくるのは当たり前なことなので、そういうときにこういうバスリフトがあると、快適なバスタイムを楽しむことができる。上手なお風呂の入りは疲れを取るとともに快眠にも繋がる。上手くバスタイムを取って充実した生活につなげて行きたいものである。

(問い合わせ先)0120—03—1010



---

### 介助犬候補生がやってきた

県央協会 路川 みどり

私は現在「ロード」というラブラドル犬と生活をしています。年の瀬も押し迫った一昨年の支部忘年会のときに、昨年亡くなられた荻野さんに「みどりさん、介助犬のビデオテープがあるけど見ないかい」そう言われたのがきっかけです。その時点ではあまり興味なく、私には介助犬は必要ないかな……そう思いつつ「それでは見させていただきます」とビデオテープと数枚の資料を受け取りました。

あくる日、暗黙の了解で私が介助犬を飼うことになり、介助犬協会の方から連絡を受け、ロードと対面することに決まりました。

犬は協会の方に連れられてやって来ました。「大きい・真っ黒」そんな印象しかなく正直パートナーとしてやっていく自信はありませんでした。

犬の今までの生活と簡単なスケジュールを聞き、私との相性があることなので、とにかく1ヵ月程ともに生活してくださいと協会の方は帰られました。

さあ私とロードの生活はスタートしました。しかしこの犬「ほえない、トイレも数回外に出してもする気配はなし」どう対処したらよいのか戸惑うばかり。

以前何頭か犬を飼った経験のある私ですが、今までの犬はすべて6ヵ月未満の子犬から育てました。ロードはすでに5才半過ぎており、人間でいえば40代のおじさん。犬の立場としても「何で自分が車いす二人の家に置いていかれたの？」そんな顔で私らを眺めていました。

次の朝からロードとの散歩が始まりました。冬・1月の朝は心底寒い。特に朝の苦手な私には少々辛かった。毛糸の帽子にマフラー、ホッカイロをコートのポケットに入れ、それでも6時半過ぎには、近くの公園に行く日課を目的としました。ロードも楽しいとか嬉しいとか表情はまるでありませんが、私の横から離れずその外を歩いていました。

決まった場所で用を済ますと始末をする私が終えるまで、座ってじっと待っていました。散歩中様々な犬に出会いましたが、よその犬には目も向けず威嚇する犬にも動ぜず、これはやはり訓練されているなあーと実感しました。

一日でも早くコミュニケーションを取りたい。慕ってほしいと願い、主人も大の犬好きなのでおやつや、玩具を買い与え、車好きとわかると後部座席はロードの指定席とし甘やかしていました。その後吠え始めたら、無駄吠えを覚えいろいろな音に敏感になり、今度は無駄吠え防止対策に悪戦苦闘。

また急に走り出し車いすでは迎えにいけない草むらに入り込んで呼んでも戻ってこなかったり、ちょっとした油断で週1回は、このトズラをしました。でも食い気には負けジャーキーを見せると、すぐに戻ってきました。だからいまだに小さなポシェットにジャーキーを詰めて歩く習慣になっています。

家に慣れた2ヵ月後位から訓練センターのある山中湖で合同訓練を始めました。日帰りでは大変なので近くのホテルに1泊して基礎的なトレーニングの始まり。車いすと歩調をあわせ止まるときなど、結構タイミングが必要です。右回り左回り障害物をよける。協会のデモンストレーション犬などに協力してもらい、ともに歩くことに専念しました。特に私は左ではなく右横につかせます。お互いの心の通い合わせが必要です。

公共交通機関(電車・船)に乗って訓練したり、スーパーの食品街を連れて買い物もしました。ファミレスでテーブルの下に待たせたり静かに長い間「ふせ」をさせることもしました。ロードは正直なところトレーナーさんには本当に忠実で頑張ります。しかし私一人だと思ふようにこちらの希望する介助に従ってくれなくいじけます。あの当時私にもあせりがありいらだったことも再々。

でも今はトレーナーさんの教えに基づき愛情をかけ無理のないトレーニングをしています。介助犬は自分の手で育てる。障害者自身が愛情をかけ困難にぶつかりながら時間をかけて犬の個性をいかし育成することが大切だと聞いています。犬にとって大きなストレスになることや虐待になる過酷な仕事は、避けなくてはなりません。だから私は高度な介助は要求しません。お互い無理のないトレーニングに一つ一つチャレンジしています。何か一つでも求めている介助動作をクリアしてくれると、とても犬がいとおしくなります。

話ができない分、ロードの態度や行動を観察し分かり合えることが増えうれしい発見もあります。

又、気分にもうがあり強情な面もあります。時には介助を放棄します。玄関のチャイムが鳴れば私より先に大きな体で体当たりして押しのけて走り回ります。

介助犬は「ユーザーの言いなりになる犬」「障害者のために仕事だけする犬」私はそう思いたくないのです。犬には繊細な心があります。犬の意思も尊重し楽しみながら介助動作を覚えて欲しい。

大きな犬を飼うことはもちろん大変です。人間同様当たり前一日何回かトイレにも行きます。今日は雨だから雪だからとトイレをお休みという日はありません。正直面倒なときもあります。でも犬の管理はユーザーの責任です。

今日も私はロードの母親としてパートナーとして協力し支え合って生活しています。

介助犬を目指していますが、今、家の中ではロードは大切な家族の一員です。



## 「障害者差別禁止法」はなぜ必要か

(社)全脊連理事 新田 晃

### 1. ニューヨークでのこと

まず、まだ記憶に新しいと思いますが、2001年9月11日にニューヨークである貿易センタービル  
の連続爆破テロが起きました。実はその2週間後に、私とボランティアの友人の2人でニューヨーク  
マンハッタン島へ行く準備をしていたのですが、このテロ事件で、この年の12月12日に2人でニュ  
ーヨークへ行くことになり、12日間、超格安料金で、ニューヨークのバリアフリーの生活を体験するこ  
が出来ました。

その時訪れたニューヨークの鉄道駅ペンステーション駅(通称)は、障害者のための設備が整い  
「地下宮殿、そのものという印象でした。この写真を見ると、アメリカ合衆国がADA法とその前か  
あるリハビリテーション法とによって、膨大な資金と努力をつぎ込み、国の全土にわたる障害者の障  
害に合わせるための努力が実施されていることが想像できると思います。

### 2. アメリカ合衆国における差別禁止を実現させるエネルギーはどこから？

では、このアメリカ合衆国の全国各地にわたる大改造を実現させるエネルギーは、どこから来る  
でしょう？私は、その理由の大きな一つが、米国で明治維新の前から始まっている人種差別撤廃  
闘争のエネルギーに源があると考えます。あの有名なエイブラハム・リンカーン大統領が、奴隷状  
で働かされていた黒人を救うために発令した「奴隷解放宣言」の布告は、1863年です。今から既  
40年以上も前のことです。つまり、アメリカの国民は、人種差別の闘争で既に一世紀半の闘争を結  
験しているのです。

### 3. 外国における3つの「障害者政策の基本パターン」

つまり、

- ① 障害者差別禁止法を定めている国 …… アメリカ合衆国、イギリスなど
- ② 障害者の雇用について「雇用率と給付金」を制度化している国 …… ドイツ、フランス、日本
- ③ 扶助サービスを用いている国 …… スウェーデンなど

このパターンの国では、社会サービス法により市民は、いろいろなサービスを受けることができます。

4. 私たち障害者団体は、①の障害者差別禁止法の実現をめざしていますが、アメリカ合衆国では  
今までに約150年にも及ぶ人種差別禁止の闘争を続けてきました。その歴史の中で、実に多くの  
差別禁止の裁判や、闘争が続けられ、その解決策が実現されて来ました。

5. そのアメリカ合衆国では、差別を「人種、性別、年齢、宗教、障害の有無等の違いを理由に、法  
権利によって定められた生活分野や場面(雇用・教育・住宅・移動交通・投票・公共サービス・市民  
設の利用等)で、一定の行為基準に基づいて平等にあつかうことをしないこと」と定めています。

### 6. 本来、8つあるはずの「障害者雇用についての合理的配慮」

わが国の行政当局は、障害者雇用の最大の課題とされる「合理的配慮」は、「職場の物理的環境  
障害者に使い易くすること」とであると強調してきましたが、実はそれは、アメリカ合衆国のADA法が  
めた「8つの合理的配慮」義務の項目の中の1つだけだったのです。私たち障害者が気付かなか  
ら残りの「7つの項目」が無視されては適いません。しかし、残りの重大な7つの合理的配慮が忘  
れては適いません。

(この内容は、北野誠一元桃山学院大学教授による文章を参考にしました)

ADA法が定めた「8つの障害者雇用についての合理的配慮」とは

- 1. 職場の物理的環境を障害者に使い易くすること
- 2. 必須の職務に付随する業務の変更を含む仕事そのもののやり方をかえること
- 3. 本人の働く時間をその障害に応じてフレキシブルにすること
- 4. 障害に伴う治療や休暇にあたって、同一ポストでの復帰を保護すること
- 5. 職場の規則や基準、仕事のマニュアル等をかえること
- 6. 採用方法や訓練、雇用政策を変えること
- 7. 朗読や手話通訳等の人的補助システムを活用すること

## 8. 本人の必須の職務遂行能力の変化に合わせて業務を変更すること

米国では、このADA法が定めた『手引書』によって、膨大な数のデータが集積され、障害者雇用改善の大きな基礎データとなっているのです。差別するものを違反者として逮捕できる「障害者差別禁止法」を1日も早く実現しましょう！



### 「かながわ障害者IT支援ネットワーク」の紹介(<http://www.kind-jp.com/>)

「かながわ障害者IT支援ネットワーク(Kanagawa IT Network for Disabled 略称:KIND)」は、県民たちへのITの利用・活用のサポートを進めるために、2004年7月に設立されました。

1. 障害のある人のITスキルアップと就労のための支援
2. 障害のある人への支援者や支援団体等の育成と資質向上
3. IT支援に関する公的機関、企業、ボランティア(個人と団体)・NPO等の連携

この3点を中心とした活動を行っているネットワークで、ここで紹介するのは、訪問IT活用サポートIT活用サポートです。

#### 訪問IT活用サポート

ITを導入した障害のある方に対して、スキルアップ向上を目的としたサポート事業です。サポート対し、KINDの会員である支援者が出向いて、継続的な支援をしてくれます。

主な講習内容はワード・エクセルをはじめとした各種アプリケーションソフトの学習で、メニューを選択していただきます。訪問支援はKINDのコーディネーター等が支援計画を作成し、その基づき障害のある方に対して訪問支援を行います。この訪問支援は、一日3時間で、4日間、合計で12日です。

#### 例) Word 基本コース

Wordの基本操作をマスターし、案内文などの文書作成ができるようにする。

3時間×4回 ¥8,000

#### Word 応用コース

Wordの基本操作を復習しながら、表の作成、デジカメ等の画像の挿入、応用文章の作成を

3時間×4回 ¥8,000

#### 障害者就労支援IT活用サポート

障害のある方がITを活用して就労可能な技能を身につけるための支援を行います。ワード・エクセル、ホームページ作成、視覚障害者コースの4コースを用意します。この事業は座間市にあるア・浜市にあるピアサポート株式会社で実施しています。各コースとも一日3時間で、8日間、合計で20回です。

#### 例) Word・・・Word検定等に合格できる実力をつける。

Excel・・・請求書の作成、関数を5つ程度使える。

また、KINDと協働して事業を行っている神奈川県社会福祉協議会・ともしびセンター(かながわ! 階)には、障害者ITサロンがあり、身体機能等を補助する各種IT機器が展示され、実際に体験できます。また障害者、パソコンボランティアなどが自由に使える交流サロンとして、無線LAN接続サービスが提供されています。

#### KINDの問い合わせについて

神奈川県社会福祉協議会・ともしびセンター ともしび普及課

電話 045-312-1121(代表) 内線3202

FAX 045-322-0121



## 支援費セミナー

### 「支援費の行方」を開催

要約 女性部長 赤城 喜久代

#### ○講演者

・社会保障審議会・障害者  
部会  
委員 大濱 眞 氏

・NPO清水サポートセンター  
「さら」  
理事長 土屋 博義 氏

・NPO重度障害者と歩  
む会  
理事長 北村 叔子 氏

(平成16年12月24日に開催されたものです)

#### ◆大濱氏

支援費の最新のニュースとしては、10月22日付読売新聞の社説に、「介護保険制度、制度の検証と改善が先だ」ということで「見送りは当然である」とあります。そして「介護保険と障害者支援費を統合して制度を拡大することは、「両制度とも十分に根付いていないのに拙速すぎる」と書いてあります。厚労省としては来年の通常国会で介護保険を見直し、支援費制度と統合することで進めていますが、連合会とDPIが反対という立場を貫いていました。



一方、介護保険の部会では、要介護度5が、37万円位ですが、要介護度5に入る18歳から65歳までの、障害者の支援費の部分が95%位です。だから、それを超えて使っている障害者というのは5%程度にすぎません。従って、介護保険の部会としては、対象者を拡大して障害者も入れた方が良くという考えでした。

私たちは、重度障害者が本当に地域で生活ができるのか、できないのであれば認められないという立場でおりました。

今、「障害者自立支援給付法」というのができています。“給付”という言葉は金額だけにこだわる感じがあるので、「障害者自立支援法」または「自立支援サービス法」、そういう名称がふさわしいのではないかと考えています。

私たちの主張を取り入れてくれたもので、従来の居宅サービスの部分が「裁量的経費」から、「義務的経費」になるということで、財務省・厚労省・各野党ともだいたい一致した考えです。

それと3障害「身体・知的・精神」が、サービス部門についてだけは、一つにまとまりそうです。

現在のグランドデザインの流れで非常に重要なのは「応益負担」の問題です。平成18年の1月1日から応益負担に変わります。

所得がない人でも最低限、15,000円程度払わなくてはいけなくなります。そして、この15,000円は、個人単位じゃなくて所帯単位です。

生活保護は負担無し。非課税所帯については負担上限が15,000円と24,600円の2段階があり、課税所帯の上限は40,200円ということになっています。実質的には15,000円というのは介護保険と同じ数字です。ですから、「自立支援給付」というのは、いつでも介護保険の中で組み込まれるような体制になっています。

応益負担が何故おかしいかといえば、例えば、道を歩くのにお金は払いませんね。障害者にとって介護というのは必要なものであり、それは道を歩くのと同じではないか。普通の人と同じように障害者を認めてないから「15,000円払いなさい」とこういう理論ではないのか。

もう一つ問題になっているのは、「移動介護」の「個別給付」の問題です。個別給付というのは国が担保する財源でなされているわけですが、一般財源化される部分があります。

それは、移動介護は全部、日常生活用具、これが全部一般財源化されようとしています。補装具については一般財源化しないようです。

グループホームは、その位置付けがはっきりせず、福祉ホームという形で表現されていますが、言われている福祉ホームは、大体20名位を考えているようですので、私た

ちはサテライト型の6~7名位にしてくださいといっています。

今、障害者の9割位は支援費制度を利用し、自己負担はまったくありませんが、将来的にはいくばくかの負担をせざるを得ないだろうと思います。

厚労省は障害者は脱施設の時代ですといっている。そうであるならば、自立生活できるようなシステムを構築してもらいたい。就労支援もそうですし家の問題等々、そういうことを一つ一つ解決していかないとみんなが町で暮らせない。

どんな障害があっても、地域で暮らしたい人は暮らせるように、自立したい人は自立できるように、そういうシステムを求めていくのが私たちの役割ではないか。ちゃんと地域で生活できることを担保してくださいということは必ず審議会の中で言い続けるつもりです。

---

#### ◆土屋氏

「清水障害者サポートセンターさら」というのは、全国の自立センター協議会に所属していますが、ピアカウンセリング、自立生活プログラムを中心として相談事業をやっています。考え方としては「地域で障害者誰でもが生活できるように、あらゆる支援をしていく」そういう力をつけるための活動を主にやっています。

そして、介護保険事業、支援費、それと会員制で支援費事業とか、介護保険で使えない部分を会員制で、1時間1,000円、時間外ですと1,200円いただいています。

その他、就労支援もやっています。送迎サービスについては、18年4月からは、許可を取らない限りは法律違反ということになってしまうので、許可を取るように運動しているところ です。

支援費制度ですが、身体介護、身体介護支援事業、介護保険でも同じようにやっています。

移動介護は、視覚障害者、全身性障害者、知的障害者、この3種類の移動介護を行っています。

日常生活支援は全身性障害者とその対象となりますが、静岡市では「1級であること」と、それと「上肢下肢の全身性障害者であること」となっております。

移動介護の中で、視覚障害者は移動介護しか使っていません。移動介護についてはヘルパーの資格というのは、視覚障害者と全身性障害者は講習を受けて、その資格を取らなければなりません。知的障害者については、3級以上のヘルパーの資格があればいいということになっています。

問題は知的障害者と児童の移動介護ですが、知的障害者は70人~80人くらい毎月利用していますが、知的・自閉の人たちに対し、ヘルパーが簡単に慣れないこともあってヘルパーが増えません。

日常生活支援が、グランドデザインの中でどういうふうになるのか、ちょっと分からない事です。静岡市は上限、一日8時間から9時間の支給量ですので、一番多い人で270時間くらいです。それと移動介護の全身性の人たちに対する移動介護の上限が25時間ですので、1時間にすると大体1,600円ぐらいで、移動介護を含めても24時間介護にはちょっと足りないような時間数になっています。



ひとり暮らしの人たちの中には生活保護を受けている人もいます。24時間の介護等が必要な場合は今の静岡市の支給量では、日常生活支援等、移動介護の単価だけでは非常に厳しい状況にあるので、生活保護を受けなければ生活ができない。生活保護を受けない人がひとり暮らしをしようと思うと今の静岡市の状況では難しいと思います。

移動介護の利用内容ですが、今の移動介護は以前の視覚障害者の人たちの移動介護に比べると利用しやすくはなっています。それは通勤・通学以外はどこへ行ってもいいからです。

支援費制度の良いところは、知的・自閉の人たちの、知的児童のガイドヘルプが、運動の成果でなくて全国一律にできたということが、1つの大きな評価すべき点ではないかと思います。

---

#### ◆北村氏

息子は高位頸椎損傷です。頸椎3番目を負傷ですが、頸椎2番目から機能を失って  
ますので人工呼吸器が常時必要です。

長いこと病院にいましたが、在宅でも命をつなぐことができるかなと思い退院させま  
した。そのときに、障害措置制度のヘルパーさんを派遣していただきました。そのとき  
は、1カ月83時間でした。それも9時から12時までの午前中3時間365日です。それと  
「巡回型」で30分間ずつ3回です。

在宅で生活するに当たり支援費とは別に、車いす、浴室の改造、ベッド、吸引機、パ  
ーソナルコンピュータと環境制御装置など、そういうものを調べて、対応できそうなもの  
はすべて購入させていただきました。一年間にこの経費は400万円かかったと思いま  
す。

居宅生活支援費や訪問診療と訪問看護すべてを受けています。それで在宅で1人を  
支えるのに300万円位かかっていると思います。

ホームヘルプは在来型と巡回型で、全部で86時間、ガイドヘルプはつかいません。  
現在、身体介護中心が250時間、家事援助中心が30時間、移動介護中心が48時間  
で、日常生活支援等々。そうすると、1カ月間に30人以上の人が訪れるわけですの  
で、利用者側のコミュニケーションは非常に大変です。看護師さんがヘルパーさんであ  
っても「介護してはならない」という条件が付いています。「あれもだめ、これもだめ」では  
生きていけませんので、細かいことは言わないということで、看護師さん5～6名でやっ  
てもらっています。

これは1日の利用者の生活を載せたものです。「医学的管理を必要とする生活援助」  
と、私はいっていますが、生活援助なのか医療行為なのか、  
本人側からしてみれば、医学的管理を必要とする生活行為で  
すね。しかしこれは、老人対象の教育を受けたヘルパーさん  
ではとても無理です。「医学的管理が必要」というふうに分け  
ています。排尿・排便もその内に入ってますし、呼吸器も付け  
ていますので……。



入浴は週4回ですが、家事援助といっても、午前中のヘルパ  
ーさんが「お洗濯します」と言って、洗濯機のボタンを押した  
だけで帰ってしまう。1時間  
後に洗濯が終わった時、ヘルパーさんはもういない。では洗濯物が乾いたときに誰が  
干すかとなります。それで生活全体を考えた介助となると簡単にはいかないです。24  
時間介護ですし、専門的知識を持ち、家族並みの関係性が深まるヘルパーさんでなけ  
れば援助はできないです。

自立の範囲を広げるのでパソコンと環境制御を使っていますが、それによって、室内  
の電気製品は全部自分でやるようになりました。ナースコールも付けましたので、ナ  
ースコールが機能すれば、少々時間は離れることができます。そういうところにお金  
を使うのも、本当の自立支援かなと思います。

私は医療職出身ということもありますが、重度身体障害者ということが、福祉と医療の  
場でものすごい差があることに気が付きました。それから、支援費制度の改正に対す  
る不安があります。

「医療と福祉の連携」と言いますが、果たしてそれは、言葉だけじゃなくてやるつもり  
があるのかなという思いがあります

大きな問題ですが、在宅療養における医療機器代の負担、調査したところでは最高1  
5万円です。でもゼロ円もあります。なぜゼロになるかということ、医療費は、訪問診療を  
する医療機関が負担すると明記されていますので、往診するドクターが負担すること  
になっています。

知らないで払うことなどないように気をつけたいものです。

[◆ 目次へ](#)

[◆ 和の広場へ](#)